

重要事項説明書

訪問看護サービス説明書（医療保険）

一般社団法人 東入間医師会訪問看護ステーション

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を次の通りに説明致します。
次の内容にわからないこと、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお尋ね下さい。

●事業者の概要

一般社団法人 東入間医師会（以下「事業者」と言います。）の概要は次の通りです。

事業者名	一般社団法人 東入間医師会
事業者の代表者	一般社団法人 東入間医師会 会長 井上達夫
所在地	ふじみ野市駒林元町3-1-20
電話番号	049-264-9592

●事業者の概要

一般社団法人 東入間医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」といいます）の概要は次の通りです。

事業の種類	指定訪問看護事業（介護・介護予防含む）
事業所名	一般社団法人 東入間医師会訪問看護ステーション
所在地	ふじみ野市駒林元町3-1-20 休日急患診療所内
管理者氏名	大治由紀子
電話番号	049-278-5570
指定番号	3090016
開設年月日	平成11年4月1日
通常の事業の実施地域	ふじみ野市、富士見市、三芳町 川越市寺尾・藤間
営業日	月曜日～土曜日（土曜午後、日曜祝日、12/29-1/3を除く）
営業時間	平日 9:00～17:00、土曜日：9:00～12:00

●事業目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	要介護、要支援の方が可能な限り在宅生活が送れ、その方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復ができるよう援助を行います。 事業の実施に当たっては、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

●事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	常勤 1名
訪問看護師	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との連携を図ります。 2 訪問看護計画に基づき、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。 3 利用者又はその家族に対し、適切な指導、説明を行います。 4 サービス担当者会議への出席等により、居宅支援事業者と連携を図ります。	常勤換算 2.5名以上
看護師補助者	訪問看護師の指示のもと、補助を行う。	非常勤 0名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び事務職務の連絡等を行います。	常 勤 1名

◆訪問看護は法的保険で実施しております。健康保険証、受給者証などをお持ちの方は、確認をさせて頂き、写真、コピーを取らせて頂きます。(もしくは保険証のコピーの準備をお願い

致します)

訪問看護開始後保険証などの内容に変更があった場合には必ずお知らせください。その際も写真、コピーを取らせて頂きます。(もしくは保険証のコピーの準備をお願い致します)

- ・健康保険証 (後期高齢者・医療限度額適用標準負担額減額認定証含む)
- ・指定受給者証 (難病など)
- ・身障手帳

◆訪問看護は、医師の指示書が必要になります。かかりつけ医師と相談し、訪問看護が必要となった場合は、指示書の記入依頼をお願いします。

※医病院で訪問看護指示書料 (3,000 円の各割合負担) が請求されますのでご了承ください。

1. 訪問看護の目的

利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図ることを目的としています。

2. 訪問看護について

(1) サービスの内容・時間・回数について

- ①「訪問看護」は、利用者の自宅において、看護師その他の省令で定めるものが療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスを提供します。
- ②事業所は、日程により訪問看護サービスを提供します。
- ③サービスは別途の「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

◆実際のサービス内容は次の通りとなりますが、その他についても遠慮なくご相談ください。

- ・病状観察 (血圧、体温、脈拍、呼吸など)
- ・清拭、洗髪などの保清
- ・褥瘡の予防、処置
- ・体位交換、工夫の指導
- ・カテーテル管理、交換
- ・リハビリテーション
- ・食事、排泄の介助
- ・家族その他介護者に対する指導など
- ・その他医師の指示による医療処置

◆訪問時間について

- ・ケアの内容、疾患により 30 分～90 分の時間で実施します。
(ケアの内容にて、長時間加算により延長可能)

◆回数について

- 週 3 回から実施可能、但し状態により回数は調整可能

* 週 4 回以上の訪問看護が可能な対象者は厚生労働大臣が掲げる疾患等の方 (A, B)
(指定受給者対象者)

(A) 厚生労働大臣が掲げる疾患等 (別表第七に掲げる疾病)

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー、パーキンソン病関連疾患、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底変性症、パーキンソン病 (ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症

(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳変性症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群または頸髄損傷の患者又は人工呼吸器を装着している患者

(B) 厚生労働大臣が掲げる状態等にある方(別表第八)

①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開管理を受けている状態のある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある方

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法管理、在宅成分栄養経管指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸器指導管理、在宅持続陽圧呼吸法管理指導、在宅自己疼痛指導管理又は在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態にある方

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方

④真皮を超える褥瘡の状態にある方

⑤在宅患者訪問点滴注射指導管理料を算定している方

●末期がん・神経難病などの疾患・状態の方は、状態により1日に複数訪問が可能です。

●状態により主治医から特別指示書を記入して頂き、14日間連続訪問を受けることができます。

●状態により、2カ所、3カ所の訪問看護ステーションを利用できます。

(2) 料金について

◆訪問看護料金は次の通りです。利用者負担額は各保険診療の負担割合となります。

①訪問看護料金は法令で定められた訪問看護療養等に係る金額です。

(法令改正の場合は変更になります。その都度同意書を交わします)

②医療保険外での訪問看護はすべて全額実費となります。

③利用者負担額は、月締めで請求書を発行し、翌月現金払いとなります。

◆訪問看護を利用する場合は、各種健康保険証の提示をお願い致します。

●各種健康保険の対象者

●後期高齢者(介護保険対象外の病気・状態等の方)

●指定疾患受給者証

●重度身障手帳

◆訪問看護基本療養費(I)

●看護師 週3回まで ⇒ 5,500円 週4回以降 ⇒ 6,550円

◆訪問看護管理療養費

●月の初日の場合 ⇒ 7,670円 月の2回目以降の場合 ⇒ 3,000円

◆訪問看護基本療養費(Ⅲ) ⇒ 8,500円

・在宅療養に備えて入院中一時的に外泊をする患者で以下のいずれかに該当する方。

●前記A、Bに掲げた疾患、状態等の方(2回)

●試験外泊時の時、訪問看護が必要であると認められた方(1回)

◆特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者に対して、当該基準の定めるところにより、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。(厚生労働大臣が定める状態等にある方参照)

●特別管理加算 ⇒ 2,500円 (B 厚生労働大臣が掲げる状態等にある方②～⑤)

●特別管理加算 ⇒ 5,000円 (B 厚生労働大臣が掲げる状態等のある方①)

◆24時間対応体制(要契約)

電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応出来る体制にあり同意を得た場合。

イ	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円
ロ	イ以外の場合	6,520円

◆緊急時訪問看護加算 ⇒ 2,650円

利用者又はその家族等の緊急の求めに応じて診療所又は在宅診療支援病院の保険医の指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り加算。

◆乳幼児加算(1日につき)

6歳未満	1,300円
6歳未満(厚生労働大臣が定める者、超重症児又は準超重症児、P4別表七の疾患、別表八の状態)	1,800円

◆複数名訪問看護加算

以下の条件での利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護師等と訪問看護を行う場合

- ① 厚生労働大臣が掲げる疾患等の方(別表七)・状態の方(別表八)
- ② 特別訪問看護指示書期間中の利用者
- ③ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められた利用者
- ④ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
- ⑤ その他利用者の状況等から判断して、①～④までのいずれかに準ずると認められる者

看護師、理学療法士等	4, 5 0 0 円(週1回)
准看護師の場合	3, 8 0 0 円(週1回)
その他職員(別表七・八、特別指示以外)	3, 0 0 0 円(週3回)
その他職員(別表七・八、特別指示)	1日1回の場合 3, 0 0 0 円
	1日2回の場合 6, 0 0 0 円
	1日3回以上の場合 10, 0 0 0 円

* その他職員：看護師等又は看護補助者(但し①②に対しては制限なし)

◆長時間訪問看護加算 ⇒ 5,200円(週1日限度)

*別に厚生労働大臣が定める者の場合に限り、週3回まで算定可能

- イ. 15歳未満の超重症児又は準超重症児
- ロ. 15歳未満の小児であって別表第八に掲げる者

以下の条件の利用者対象で、1回の訪問看護の時間が90分を超える場合

- ① A対象者在宅訪問看護指導料及び同一建物住居者訪問看護・指導料に規定にする長時間の訪問看護を要する利用者
- ② 人工呼吸器を使用している状態
- ③ 長時間の訪問看護を必要としている15歳未満の超重症児・準超重症児
- ④ 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている
- ⑤ 特別な管理を必要とする(B 厚生労働大臣が掲げる状態にある者)

◆早朝・夜間・深夜加算

* 下記の時間帯で訪問した場合は、訪問看護療養費に加算となります。

事業者が掲げる休日の昼間は下記の範囲ではありません。

時間帯	加算
早朝(6～8時)	2,100円
夜間(18時～22時)	2,100円

深夜(22時～6時まで)	4,200円
--------------	--------

◆難病等複数回訪問看護

末期がん、神経難病等、人工呼吸器使用の方は、1日に複数回訪問が可能であり訪問日に加算となります。(特別訪問看護指示書が発行された方も含みます)。

訪問回数	加算
2回/日	4,500円/日
3回/日	8,000円/日

◆訪問看護ターミナルケア療養費

*ターミナルケア療養費1 ⇒ 25,000円

在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護(退院日に療養上必要な指導を行い、利用者が初日の訪問前に、死亡又は再入院した場合を含む)を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合。
(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅で死亡した場合も含む)

*ターミナルケア療養費2 ⇒ 10,000円

特別療養老人ホーム等で死亡した利用者に対して、その主治医の指示によりその死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護(退院日に療養上必要な指導を行い、利用者が初日の訪問前に、死亡又は再入院した場合を含む)を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合。

◆訪問看護情報提供療養費1・2・3 ⇒ 1,500円/月1回

- 1 厚生労働大臣が定める疾病等(別表7)・状態等利用者(別表8)、精神障害を有する者、18歳未満の児童において、当該市町村、指定特定相談支援事業者、指定障害児童支援事業者の求めに応じて情報を提供した場合
- 2 18歳未満厚生労働大臣が定める疾病等(別表7)・状態等(別表8)、18歳未満の超重症児・準超重症児の利用者のうち、当該義務教育諸学校、高等学校等に、入学、転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、当該義務教育学校からの求めに応じて情報を提供した場合
- 3 保険医療機関等・介護老人保健施設・介護医療院に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合

◆退院時共同指導加算 ⇒ 8,000円

退院・退院時、訪問看護ステーションの看護師等が主治医、施設等の職員とともに、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提出した場合、初日の訪問看護実施日に算定。但しA対象の方や特別な管理を必要とする状態(B対象)の方は、共同指導を複数日に実施した場合は2回分算定。また、特別な管理を必要の方は、以下の加算が追加されます。

◆訪問看護療養費特別管理加算 ⇒ 2,000円

◆退院支援指導加算 ⇒ 6,000円

退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であり(別表7・8の対象の方や退院日に訪問看護が必要であると認められた方)、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合。
以降初日の訪問看護が行われた際に算定。但し、退院日以降の初回の訪問看護が行われる前に利用者が死亡した場合に限り死亡日に算定。

◆退院支援指導加算 ⇒ 8,400円

退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であり(別表7・8の対象の方や退院日に訪問看護が

必要であると認められた方)、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったとき又は退院日に複数回の訪問により当該指導に要する時間の合計が90分を超えた場合に算定。

◆在宅患者連携指導加算 ⇒ 3,000円

通院が困難で利用者様又は家族等の方の同意を得て、月2回以上医療機関職種間で文章等(メール、FAX)により診療情報をもとに、利用者又はその家族等の方に指導等を行った場合に月1回加算。

◆在宅患者緊急カンファレンス加算 ⇒ 2,000円

利用者の状態が急変、診察方針の変更に伴い、関係する医療従事者と共同で利用者の家へ赴き、一同に会しカンファレンスを伴い、共同で療養上必要な指導を行った場合に月に2回に限り算定。

◆訪問看護DX情報活用加算⇒ 50円

指定訪問看護ステーションにおいて、居宅同意取得型のオンライン資格確認システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供することに係る加算。

●特別訪問看護指示書について

規定する疾患、特別管理対象者以外で週3回以上訪問が必要な場合や医療依存度の高い状態の要介護被検者等である利用者の退院直後の2週間を通常の指示書以外を主治医に発行して頂きます。その場合、特別訪問看護指示加算として指示書料を医療機関より請求されます。

◆料金実費について

①交通費(訪問ごと)

- ・ふじみ野市、富士見市、三芳町在住の方 ⇒ 250円/回
- ・上記市外の方は別途料金

②休日料金

- ・当事業所が掲げる休日に訪問した場合 ⇒ 1,500円/日

③その他

- ・日常生活用品
- ・レンタル物品(別途参照)
- ・在宅で看取った場合のエンゼルケア(セット含む) ⇒ 13,050円

- 利用料及び実費については、月末締めさせて頂き、翌月に請求書兼領収書を発行致します。
料金は現金にてお支払いをお願いします。

(3) サービス提供の記録等について

サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」(別紙参照)に必要事項を記入して、利用者様の確認印を頂きます。

サービスを提供する主な看護師は担当制です。尚、都合により担当を変更する場合があります。

- 利用者の状態や交通事情等でやむ得なく定時の訪問時間より遅れることがありますが、その際はお電話にてご連絡致しますので、ご了承ください。

(4) 管理者について

- ①管理者・連絡先は次の通りです。

氏名: 大治由紀子

電話: 049-278-5570

サービス等にご不満な点やご相談等がございましたら、遠慮なく担当看護師や管理者までご連絡ください。

●サービス評価にあたり、第三者委員会は実施しておりません。

サービスを提供するにあたり、サービスの質の向上と適切なサービス選択に役立つよう、事業者は積極的にサービスの質の向上に向けて取り組んでおります。

利用者等の意見を把握するために、年1回アンケート調査を実施しております。

3. 個人情報について

事業所では、利用者・その家族の方に安心して訪問看護を受けて頂くために、個人情報の取り扱いは十分注意して取り組んでおります。「個人情報の取り扱いについて」をご確認の上、同意していただいた場合には、同意書・契約書にご捺印及びサインのご記入をお願い致します。

4. 守秘義務について

個人情報の取り扱いについて

4. 利用者やその家族のみなさまへ

事業所は、在宅での医療や介護を受けながら生活をしている利用者やその家族への看護の提供を通じて個人情報を取得し保有させて頂いております。

この書面は、利用者やその家族の方の個人情報の保護と取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する事業所の基本姿勢

事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者、その家族の方の個人情報を尊重してまいります。

2. 事業所が保有する個人情報の利用目的

事業所は、訪問看護の申し込み、訪問看護提供を通じて収集した個人情報は利用者・家族への心身の状況説明、看護記録、台帳作成などといった訪問看護の提供のために必要に応じて利用致します。また、利用者・家族の個人情報は、訪問看護提供以外でも以下のような場合に必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業所と居宅介護事業所とのカンファレンスなどによる連携、照会への回答
- ・特別養護老人ホームなどの介護保険施設入所時の照会や回答
- ・審査、支払い機関へのレセプト提出
- ・保険者への相談、届け出及び照会への回答
- ・学会、研究会などの事例研究発表
- ・学生などの実習、研修への協力のため

3. 事業所が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間保存されることを義務づけられています。保存の実施方法、期間、廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. 問い合わせ

開示請求 苦情などは事業所管理者までお申し付けください。

事業所は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。契約終了後も同様です。

5. 緊急時の対応について

当事業所では、事前に主治医から緊急時の連絡先を確認しております。利用者の訪問中に状態の変化や事故が起きた場合や緊急の電話があった場合は次の対応を取らせて頂きます。

①看護中訪問中に状態に変化が起きた場合や夜間に緊急の連絡があった場合は、主治医に連絡を取り、

指示のもとで対応します。

②事前に指示がない場合や主治医と連絡が取れない場合は、救急車の対応を取らせて頂きます。

6. キャンセルについて

予定していた訪問看護を利用者がキャンセルする場合は、速やかに当事業所へご連絡下さい。

利用者が連絡なく訪問看護をキャンセルした場合は、キャンセル料が発生することがありますので、前日までにご連絡ください。

●但し、利用者の状態急変時、緊急やむを得ない場合は、キャンセル料は不要です。

1回のキャンセル料金は、訪問看護基本療養費(I)の料金（5500円）となります。

7. 訪問看護終了について

以下の場合、訪問看護を終了させていただきます。

①利用者が1ヶ月以上の入院や施設などに入所された場合。

②当事業所で利用者やその家族等の対応に困難が生じた場合。

（主治医、役所担当等と相談した上で決定致します）

*対応困難とは・・・暴力行為、暴言、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められた場合、その状況等から判断して前記に準ずると認めた場合

8. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大治由紀子
-------------	-----------

②苦情解決のための体制を整備します。

③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 非常災害時の対応

地震・風雪すいけいなどの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡をします。処置等のある場合は、事業所で定めた緊急順路にて利用者の対応をします。災害等が発生した場合においても訪問看護の提供を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、訪問看護が継続的に実施できるよう業務継続計画を立て対応します。

10. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、利用者、かぞくが暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・理由なく怒鳴る・身体をおさえつける・性的な発言をするなど）危険を感じる行為の場合は、警察に通報することもあります。

11. その他

サービス提供の際に事故やトラブルを避けるために、以下の事項にご留意下さい。

①年金の管理、金銭の貸し借りなどは致しておりません。また、貴重品、金銭の管理は、利用者、家族で行つ

てください。看護師が出入りする場所や時間帯にそれらを置くことは避けてください。

②利用者の心身の機能維持、療養上のお世話や医療処置等の実施が主となります。

よって、前頁に記したサービスの内容等以外の実施に関しては業務として実施できません。

③利用者の病状及び心身の状況等に応じた適切なサービスを提供するために、これらについてできるだけ正確な情報をご提供下さい。

④看護師等が、訪問看護の提供のために電気、ガス又は水道を使用する必要があるときは、無償で使用させて頂きます。

⑤看護師に対する飲食等は、ご遠慮させて頂きます。また、お茶等を受け取ることは事業所として禁止しております。

⑥大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願い致します。職員がペットに噛まれた場合等は、治療費のご相談をさせて頂きます。

⑦訪問の際は、訪問者及び自転車を利用致します。駐車できる場所の確保をお願いすることがありますのでご協力をお願い致します。

交通事情等により予定訪問時間より前後することもあります。15分以上遅れる場合はお電話を入れさせて頂きます。

一般社団法人 東入間医師会訪問看護ステーション

代表者：(一社)東入間医師会 会長 井上 達夫

責任者：(一社)東入間医師会訪問看護ステーション

管理者 大治由紀子

令和6年6月改定